

鎌倉市公告第 60 号

道 路 の 廃 止

建築基準法の施行に関する規則（昭和 56 年 12 月 28 日 規則第 14 号）第 9 条の 2 の規定に基づき、当該道路を廃止したので、公告します。

令和 7 年（2025 年）年 5 月 1 日

鎌倉市長 松尾



- 1 廃止年月日
令和 7 年（2025 年）5 月 1 日
- 2 廃止する道路の位置
鎌倉市笛田三丁目 1085 番 2 の一部、ほか 2 筆
- 3 廃止する部分の延長及び幅員
幅員：4.00m
延長：270.80m
- 4 廃止する理由
開発に伴う、道路の整理のため。